

平成29年2月定例会 文教委員会の概要

日時 平成29年3月6日(月) 開会 午前10時 2分  
閉会 午後11時19分

場所 第8委員会室

出席委員 日下部伸三委員長

小川真一郎副委員長

細田善則委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、齊藤正明委員、井上将勝委員、石渡豊委員、鈴木正人委員、前原かつえ委員

欠席委員 なし

説明者 藤崎育子教育委員会委員長、関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、  
袖木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、  
小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、  
吉田正県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、  
藤田栄二市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、岡部年男教育政策課長、  
佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、横松伸二教職員課長、  
高橋和治福利課長、小島克也県立学校人事課長、羽田邦弘高校教育指導課長、  
依田英樹生徒指導課長、加藤健次教職員採用課長、加賀谷貴彦保健体育課長、  
宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、  
加藤秀昭県立学校人事課学校評価幹、関口睦小中学校人事課長、  
大根田頼尚義務教育指導課長、橋本強家庭地域連携課長、  
芋川修生涯学習文化財課長、吉野雅彦人権教育課長、  
阿部正浩市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第27号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第28号	埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち教育局関係	原案可決
第52号	平成28年度埼玉県高等学校奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

インクルーシブ教育について

報告事項

東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証について

## 【付託議案に対する質疑】

### 前原委員

- 1 埼玉県学校職員定数条例の一部改正について、4月から県費負担教職員の給与に関する権限が政令市に移行されるが、手当や休暇などに不利益が生じないのか確認したい。
- 2 臨時的任用の場合は任用の空白期間の問題が生じている。正規教職員と同じ仕事をしていても待遇に差がある状況の中、権限移譲により更に状況が悪くなるのではない。病気で休むことができないのではない。政令市で働き続けることができないといった声もあるが、どのように考えているか。
- 3 県立学校大規模改修費における老朽化対策工事について、対象となる学校名と今後の改修計画について教えてほしい。
- 4 特別支援学校施設費の県立特別支援学校プール整備費について、土壌汚染分析調査の内容と経緯について教えてほしい。
- 5 県立学校等石綿緊急対策費及び教育関係庁舎建物等維持管理費の繰越理由として「工法の見直し等に不測の日数を要し」との記載があるが、対象の施設と内容について教えてほしい。

### 小中学校人事課長

- 1 権限移譲により、さいたま市の給与条例で規定されることになる。さいたま市と県の条例の差は把握していないが、適切に規定されているものと認識する。
- 2 勤務関係や労働条件等についても、さいたま市の条例や規則等により規定されることになるため細かな点までは把握していないが、今までと異なる扱いをすることはないと認識する。

### 財務課長

- 3 対象となる学校は、熊谷特別支援学校、宮代特別支援学校、騎西特別支援学校、毛呂山特別支援学校、上尾特別支援学校の5校である。ここ数年は2棟程度の工事しかできなかったが、今回は国の補正予算を活用し9棟の工事が行えるよう予算を計上している。今後もこのような機会を捉えて工事の前倒しができるよう努めていく。
- 4 工事内容は、蓮田特別支援学校のプールを温水化及び屋内化するものである。当初から土壌分析調査を予定していたが、病院の跡地であり、表層から瓶が20本程度見つかったことから、念のため工事を休止して分析調査の結果を待った。調査結果から土壌汚染がないことを確認できたため工事を再開したが、その期間に40日ほど要したため年度内の工事完了が困難となり予算を繰り越すことになった。
- 5 アスベストの対策工事であり、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、さきたま史跡の博物館の3機関となる。アスベストが使われている煙突の対策工事となるが、設計した時点よりもコンクリートの劣化が進んでおり工法の見直しを行った結果、年度内に工事を完了することが困難となり予算の繰越しを行うものである。教育関係庁舎建物等維持管理費は、小川げんきプラザにおいて、屋上防水改修や空調改修工事等を行うものであるが、アスベスト工事と同時に発注することとしていたため、アスベスト工事の工法見直しにより発注が遅れたことなどから、年度内の工事完了が困難となり予算の繰越し

を行うものである。

#### 前原委員

- 1 臨時的任用の場合は、任用の空白期間が問題になっているが、県としてどのように対応するのか。
- 2 蓮田特別支援学校のプール建設工事で瓶が出てきたとのことであるが、安全である理由は何か。

#### 小中学校人事課長

- 1 任用期間の空白については、地方公務員法上の規定がある。任用期間は1年の中で最大で6か月間で更新は一度のみである。地方公務員法の規定に従い適切に対応していく。

#### 財務課長

- 2 土壌汚染分析調査を行い、土壌汚染はないことを確認した。建設部分の土壌の安全性は確保されていると認識している。

#### 中屋敷委員

- 1 美術作品取得基金について、現在に至るまで積み増しを行っていなかったのか。
- 2 県立近代美術館がいろいろな作品を所有していることは知っているが、集客を考えると時流に合わせて作品を取得することも必要ではないか。
- 3 基金へ定期的に財政措置する仕組みや計画を伺いたい。

#### 生涯学習文化財課長

- 1 昭和54年度に3億円を元金に基金を造成した。その後、平成4年度が県立近代美術館の開館10周年に当たることから、大作を購入するため9億円の積み増しなどを行った。また、預金利息に当たる運用益が約1億9,600万円であり、これを基金に編入し基金を増やしてきた。
- 2 平成13年度以降は、基金で購入した美術作品を一般会計によりまとまった額で買い戻しをしていないため、大作は購入をしていない。最近では、平成27年度、平成28年度に塗師祥一郎先生と橋本雅邦先生の作品を購入した。
- 3 今後は、美術作品の購入後に計画的に買い戻しを行い、基金に現金を戻して新しい作品を購入できるように計画的な基金運用に努める。

#### 中屋敷委員

我々が持っている基金のイメージは、少しずつ現金を基金に積み、すぐに取り崩せる現金を用意しておくことだが、この基金の仕組みや長期的な考えを教えてほしい。

#### 生涯学習文化財課長

具体的に申し上げますと、美術作品が市場に出た際に基金の現金で作品を購入すると購入作品は基金の動産となる。次に、動産である作品を一般会計歳出予算により買い戻しを行うと基金に再び現金が戻り、新しい美術作品購入のための資金が維持される。これを繰り返して運用することで、美術作品を円滑に購入していくという仕組みである。作品が基金の動産になった時点で、しっかりと買い戻しを行えば、新しい作品を購入することができ

たが、平成13年度以降はまとまった額で買い戻しを行ってこなかった。積み増しという方法もあるが、しっかりと買い戻しを行うことが大切であると考えている。

#### 中屋敷委員

県立近代美術館の入場者数を増やすために、基金の円滑な運用をお願いしたい。(要望)

#### 井上委員

約13億9,600万円の動産は、鑑定した時価総額なのか。あるいは購入価格なのか。現在の時価総額であれば、購入時からの変動額を教えてください。

#### 生涯学習文化財課長

購入価格である。鑑定はしていないが、購入時よりも価格が上がっている作品はあると思われる。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【所管事務に関する質問（インクルーシブ教育について）】

#### 細田委員

- 1 近年、ニーズや生徒数の増加に伴い、小中学校の特別支援学級や特別支援学校が整備されていることは良いことである。その反面、特別支援と通常の学校を完全に分けてしまうことは、その後、共生社会に戻ったときに危険である。県内3校の分校で行われているような、特別支援学校の分校生徒と高校生が共に学ぶインクルーシブ教育は非常に重要であるが、一般の高校生との交流によりどのような成果があるのか。
- 2 特別支援学校の分校がない高校は、特別支援学校との交流の機会が持てないと思うが、県立高校の生徒が特別支援学校に出向いたり、逆に特別支援学校の生徒が出向いたりして、立地的に離れている学校でも交流をする考えはあるのか伺う。
- 3 国は高校において、通常学級で授業を受けながら、一部だけ必要な支援を受ける「通級による指導」の制度設計をしているが、県はどのように対応していくのかを教えてください。

#### 参事兼特別支援教育課長

- 1 県立高校内に設置されている3校の特別支援学校の分校では、体育祭や文化祭などの学校行事で交流している。高校生が分校の作業学習に参加する際には、分校の生徒が指導者役になることで、自信が生まれ将来を見据える力が芽生えている。一方で、高校生側も刺激を受け、自分ももっと頑張らなくてはならないとの思いが芽生え人間的な成長が見られている。
- 2 年1回程度の場合も含めれば何らかの形により交流が行われている。例えば、松山女子高校と川島ひばりが丘特別支援学校では、授業の中で意見発表会を行い、お互いで良い効果が出ている。
- 3 通級による指導については、幾つかの高校で試験的に実施し、将来的には全県に広めていく。

### **細田委員**

高校における通級による指導については、実施校を決め、徐々に広げていくということだが、教員の育成が必要となってくる。障害の特性などを十分に理解した支援を行える能力を持った教員を多く育成していかなければならないと思うが、育成や研修をどのように行っていくのか。

### **参事兼特別支援教育課長**

高校については、特別支援教育を推進する拠点校が28校ある。この28校を中心に、特別なニーズのある生徒への対応法を各学校が学んでいる。臨床心理士などの専門家が入って個別のケースに対応している場合もあり、会議をとおり情報の共有に努めているほか、高校の教員を対象としたコーディネーターの研修会、全ての初任者を対象とした一日体験研修であるノーマライゼーション教育推進研修などにより特別支援教育の指導力のある教員の育成に取り組んでいく。

### **中屋敷委員**

分校併設校以外の単独校でも何らかの交流を行っていくと説明があったが、単独設置校についても近隣の学校と綿密な関係性を築いていくという考えがあるのか。

### **参事兼特別支援教育課長**

特別支援教育に関しては、平成30年度の通級に向けて下地を作っており、28校の拠点校が活躍している。28校については、特別支援学校の生徒との交流を日頃から行っていることから意識も高い状況であるため、拠点校を中心に特別支援学校との連携、ネットワークづくりを全校に広めていく。

### **中屋敷委員**

何らかの形で、具体的に密度の濃いものとなって進んでいくと考えてよいか。

### **参事兼特別支援教育課長**

そのとおりである。平成30年度から開始される高校の通級が大きな契機となると考えている。